

報 告

平成 25 年度 日本医学図書館協会
日本薬学図書館協会近畿・中国・四国・九州地区協議会
近畿病院図書室協議会 共催シンポジウム

研修部

日 時：2013 年 10 月 18 日（金）12:30～16:30
場 所：大阪市立大学医学情報センター研修室
テーマ：電子化される図書・文献の著作権を考
える ― スマホ時代における著作権 ―
プログラム：

1. Springer における著作権に関連するトピックス

シュプリンガー・ジャパン株式会社
大中 和茂 氏

2. 実務で気になる著作権と著作権法、管理団体の最近の動き

株式会社サンメディア 松下 茂 氏

3. 国立国会図書館の資料デジタル化事業と著作権処理

国立国会図書館関西館 水野 翔彦 氏

4. 医学部で犯しやすい著作権の問題点

関西医科大学 山田 久雄 氏

参加者数：13 名（当協議会会員のみ）

1. Springer における著作権に関連するトピックス

出版社の立場からの著作権について講義していただいた。2004 年に従来型の学術出版社としては世界で初めて、シュプリンガー社がオープンアクセスサービスを開始した。オープンアクセスには「デジタル化」「オンライン上で閲覧可能」「無料」「ライセンスによる制約を受けない」などの定義がある。

オープンアクセスが普及する中で、利用者の

著作権に対する意識付けも必要となる。ダウンロードした文献の保存や共有される場所への保存、第三者への文献提供やその方法などの可否を、利用者は意識して利用しているのか。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示内容を利用者は理解しているのか。図書館員はこれらを理解した上で、利用を推進できるようにならないと再認識させられた。

2. 実務で気になる著作権と著作権法、管理団体の最近の動き

著作権法の改正内容や罰則、管理団体の動向について講義していただいた。

また、著作物を利用し他の著作物に掲載するときの「引用」と「転載」の違い（著作権法第 32 条）や、改変して利用する場合の許諾の種類の違いなど、実例を交えながらの説明であった。電子ジャーナルでは著作権法に加え、契約条件により利用方法を確認しなければならない事も講義された。

3. 国立国会図書館の資料デジタル化事業と著作権処理

国立国会図書館では 2000 年からデジタル化が開始され著作権法第 31 条 2 項の新設も重なり、2009 年度より大規模デジタル化事業が一挙に前進した。デジタル化に伴う著作権の処理方法など、普段聞くことのできない貴重な講義をしていただいた。

著作物・作者の特定に始まり、許諾を得るまでの行程を知ることができた。インターネットで資料が公開され便利になっていく中、その裏で膨大な時間と作業と労力が費やされた上で利用できていることを、利用者である私たちは忘れてはならないと実感した。

4. 医学部で犯しやすい著作権の問題点

医学部の教育現場からみた利用者の著作権への認識について講義していただいた。実際、著作権があることの意識がなく著作物が利用・活用されていることもある。その事例や問題点を交えながら、著作権法の解釈などを説明していただいた。

また「著作権は親告罪であり「グレーゾーン」が多い」と述べられた上で、著作権法に有識な図書館の立場として違法行為に対してどのように対応していくべきかを考え、今後の各図書館での取り組みも課題にあげられた。

今回のシンポジウムではさまざまな角度から著作権について再認識させられた。

また、シンポジウム後には、ご好意により「大阪市立大学学術情報総合センター医学分館」も見学させていただいた。

(文責：山口智子／奈良社会保険病院)